

資料 2 - 1

第2次安城市環境基本計画の改定について



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

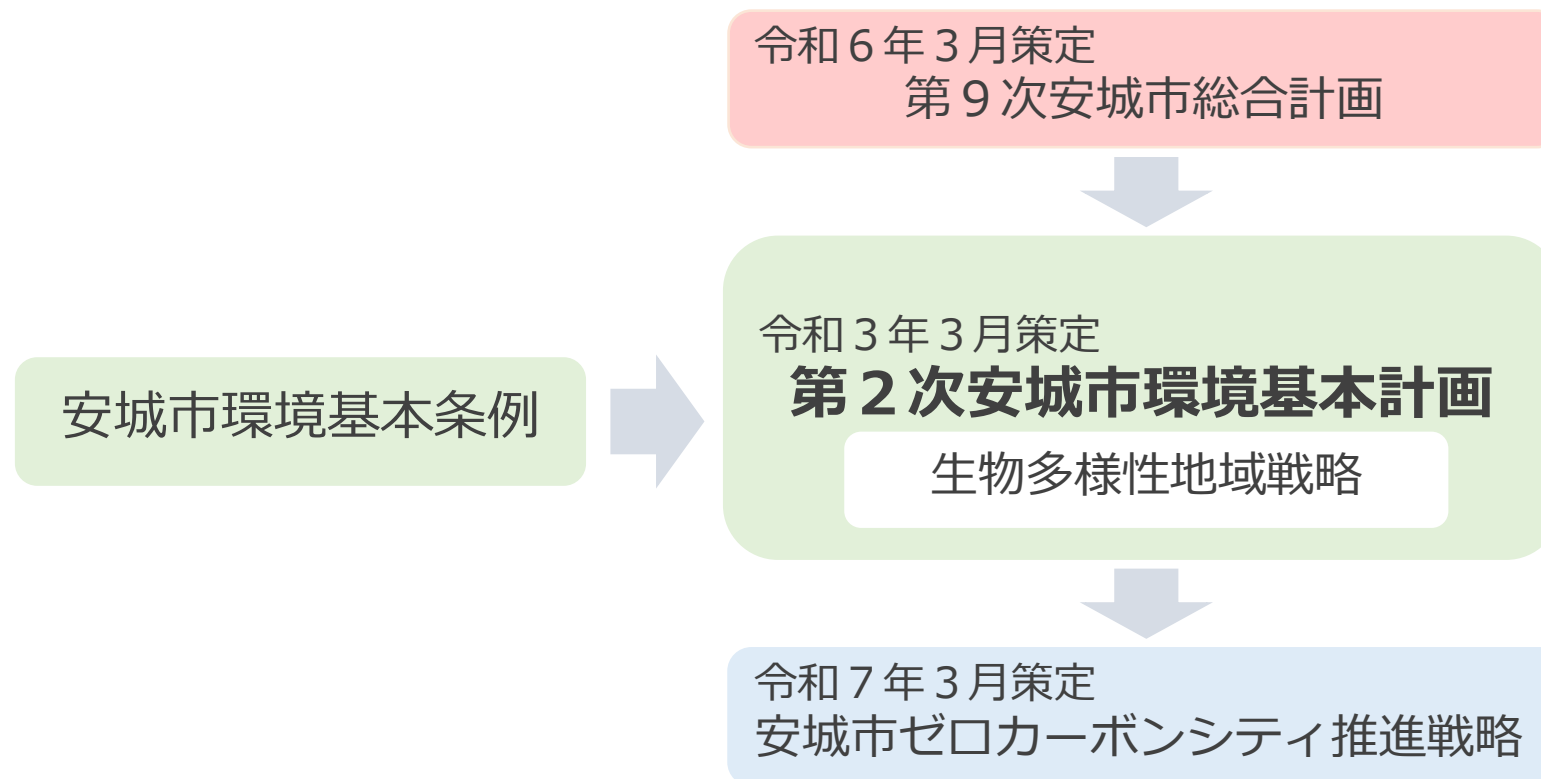
目次

- 1 第2次安城市環境基本計画について
- 2 第2次安城市環境基本計画の改定について
- 3 改定スケジュールについて
- 4 アンケート調査について



1 第2次安城市環境基本計画について① 概要

- 安城市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。
- 生物多様性地域戦略を内包している。
- 計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間



1 第2次安城市環境基本計画について② 体系

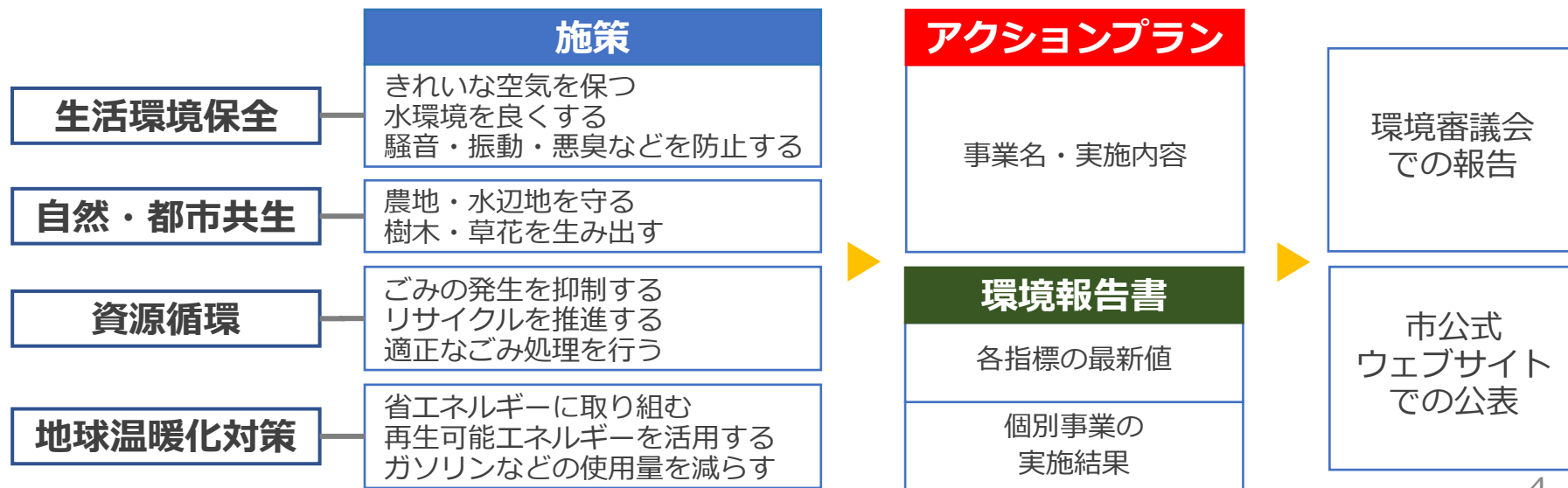
- 理想とするまち「環境負荷の少ない、人と自然が共生しているまち」
→環境基本条例前文「環境への負荷の少ない人と自然が共生することができる 地球にやさしい環境都市」を簡潔に表現。
- 環境基本条例第8条の「施策の方針」をベースに、「理想とするまち」を支える4つの柱と、それらを支える土台を設定。

⇒ 理想とするまちを起点として策定した計画
(「バックカスティング」の視点で策定した計画)



1 第2次安城市環境基本計画について③ 進捗管理

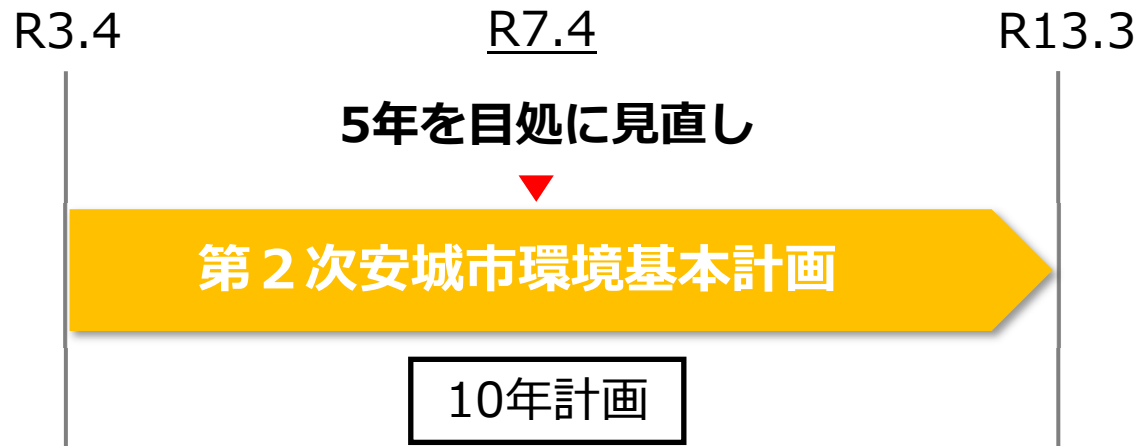
- 10年間の長期計画であるため、計画本編に個別の具体的な事業名は記載していない。
- 実際に取り組む事業については、毎年度各課に照会し、「**アクションプラン**」として公表する。
- 事業の実績等についても毎年度各課に照会し、指標として掲げた項目の最新値とともに「**環境報告書**」として取りまとめる。
- 「**アクションプラン**」「**環境報告書**」ともに環境審議会で報告し、市公式ウェブサイトにて公表する。



2 第2次安城市環境基本計画の改定について① 理由

○第2次安城市環境基本計画4ページ

「環境基本計画の計画期間は、令和3年（2021年）4月から令和13年（2031年）3月までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化などを勘案し、概ね5年を目途に適宜改定を行います。」



計画期間の5年目にあたる令和7年度に改定を行う



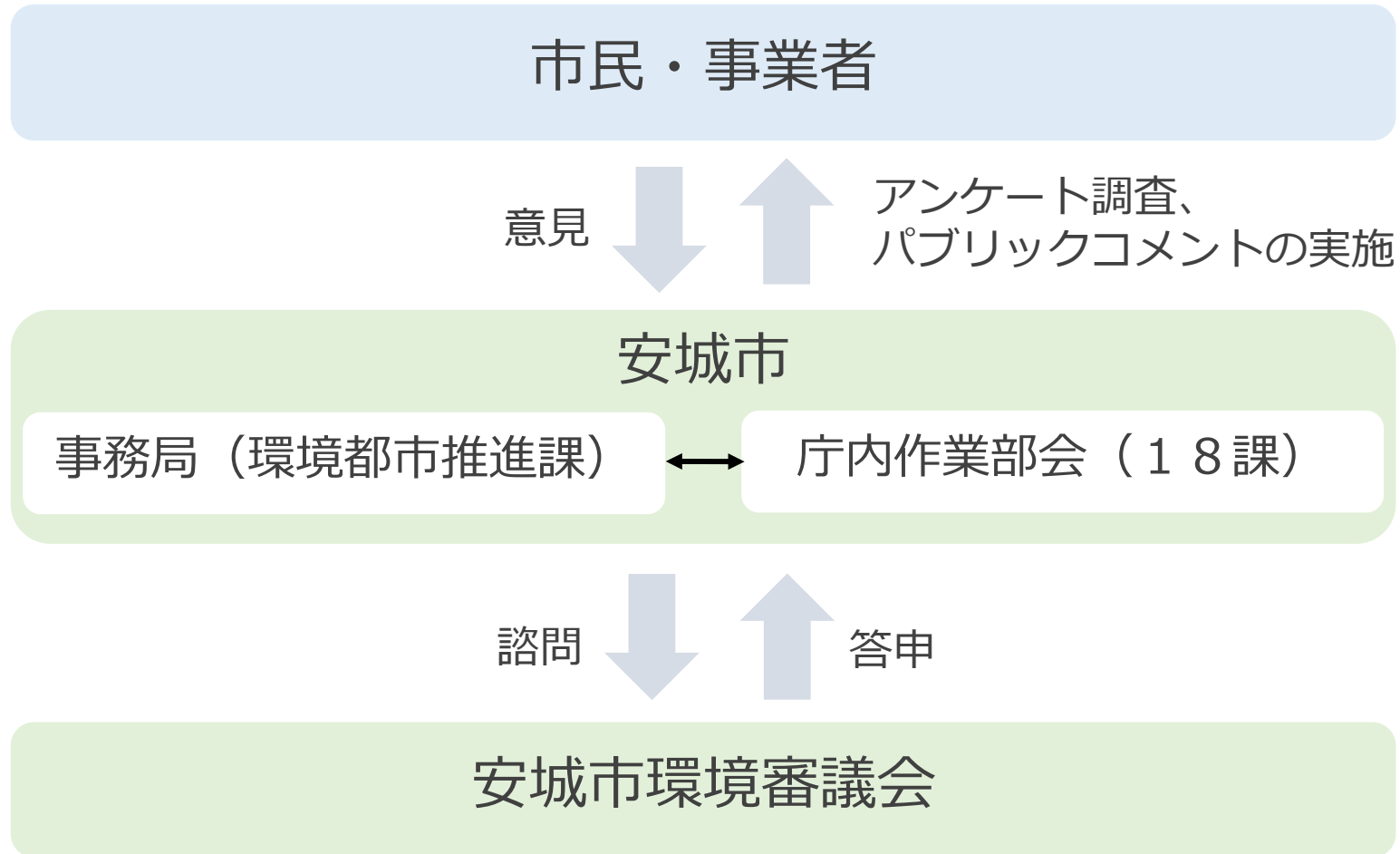
2 第2次安城市環境基本計画の改定について② 視点

第2次安城市環境基本計画について、次の視点により見直しを行う。

社会情勢の変化	➤ 第6次環境基本計画の策定：環境・経済・社会の複合的な課題解決、ウェルビーイングの向上 ➤ 気候変動対策の強化：改正地球温暖化対策推進法（2050年カーボンニュートラル）、改正気候変動適応法（熱中症対策の強化） 等 ➤ 生物多様性に対する取組加速：生物多様性国家戦略2023-2030（ネイチャーポジティブの実現） 等 ➤ 資源循環（循環型社会）の促進：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 等
第9次安城市総合計画との整合	➤ めざす都市像「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」 ➤ 子どもを核としたまちづくり
第2次安城市環境基本計画の進捗評価	➤ 成果指標の推移 ➤ 市民・事業者アンケート



2 第2次安城市環境基本計画の改定について③ 体制



3 改定スケジュールについて

業務内容		令和 6年度	令和 7 年度											
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
改定事務														
	計画改定案の作成		●	●	●	●	●	●	●					
	アンケート調査			●	●									
	パブリックコメント実施										●	●		
	計画改定最終案の作成											●	●	
会議														
	環境審議会		①						②		③			④

R7.3.14

- ・ 諮問
- ・ 改定方針の審議
- ・ アンケート調査審議

R7.10.22

- ・ アンケート結果報告
- ・ 計画改定案の審議

R7.12.4

- ・ パブリックコメント案の審議

R8.3.17

- ・ 計画改定最終案の審議
- ・ 答申



4 アンケート調査について

【目的】

第2次安城市環境基本計画策定時からの市民や事業者の環境に関する行動や取組の変化を調査し、改定の参考とする。

- 実施時期：令和7年5月～6月
- 対象者：無作為抽出による18歳以上の市民1,600人
無作為抽出による市内の事業所400か所
- 実施方法：郵送で案内し、書類返送またはWEBで回答
- 質問項目：資料2-2・2-3のとおり

